**当薬局が行っているサービス内容について**

下記の点数は全て1点＝10円です。

**1・服薬管理指導料に関する事項**

**服薬管理指導料**

1. ３か月以内に再来局かつ手帳による情報提供あり・・・**４５点**
2. ①③以外の患者に対して行った場合・・・**５９点**
3. 特別養護老人ホーム入所者・・・**４５点**
4. 情報通信機器を使用・・・**イ　原則3月以内に再度処方箋を提出・・・４５点**

**ロ　イの患者以外・・・５９点**

患者ごとに作成した薬剤の使用履歴です。処方内容、アレルギー歴、副作用歴、組み合わせの調査、残薬の有無などを記録しています。

処方薬品の効果、注意点、名称、用法、用量、後発品に関する情報などを文章や写真を用いて説明します。また処方内容（薬剤名称、用法、用量、相互作用など）を手帳に毎回記録し、複数病院受診時の相互作用や重複投与がないかなど確認します。

下記の指導を行った場合、上記点数に加算されます。

・麻薬の服用、保管等に関する管理指導を行った場合、22点加算されます。

・薬歴に基づき、重複投与・相互作用防止の為、処方医に照会を行った場合、残薬調整に係るもの以外の場合４０点、残薬調整に係るものの場合２０点、処方変更時に加算されます。

・特に安全管理が必要な医薬品を調剤した場合、新規処方時に必要な管理・指導を行ったときに10点、用法、用量変更時や副作用発現時に必要な管理・指導を行ったときに５点加算されます。

・６歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、所定点数に12点を加算します。

・当薬局はオンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報等その他

　必要な情報を取得・活用して調剤を行った場合、12月に1回に限り1点加算されます。

**2・調剤基本料および施設基準の加算に関する事項**

1. **調剤基本料2・・・（29点）**

健康保険法の定める基準によります。受付1回につき1度算定されます。ただし、同一医療機関の複数科受診の場合、同一処方日分は受付1回と数えますが、医療ビルなどでそれぞれが独立した医療機関の場合、それぞれの医療機関の処方箋ごとに受付回数を数えることになります。

1. **後発医薬品調剤体制加算3・・・（30点）**

施設基準の直近３か月間の医薬品の調剤数量のうち、後発医薬品の調剤数量の割合が90％以上である、また後発医薬品調剤に適切に対応できる体制を整えている薬局の為、基本料に後発医薬品の調剤率に応じて上記点数が加算されています。

1. **医療ＤＸ推進体制整備加算3・・・(6点)**

質の高い医療を提供するため医療ＤＸに対応する体制を確保している薬局の評価として月に１回に限り算定されます。

**みなみ調剤薬局　五泉店**

**新潟県五泉市本町1-10-3-4**

**TEL：0250-47-8063**

**FAX：0250-47-8064**